#### 運営指導の流れ

# 日程調整

・日程調整のため、介護保険課が電話またはメールにて連絡をします。



## 実 施 通 知

- ・指導日の概ね1か月前までに事業者宛に実施通知書を送付します。
- ・通知内に事前提出資料と当日準備資料等の記載がありますので、確認し、準備をお願い します。



## 資料提出

・実施通知書に記載の期日までに介護保険課へ事前提出資料を提出します。



## 運営指導当日

- ・原則半日単位(午前または午後)で実施します。
- 介護保険課職員3名程度で訪問します。
- 事前提出資料、当日準備資料を基に確認を行います。
- ・利用者の状況、従業者の配置状況、事業所設備、報酬請求に関すること等、運営全般に ついて説明できる方が対応してください(管理者等1人以上)。
- ・必要に応じて、他の従業者や利用者から聞き取りを行います。



#### 結 果 通 知

・指摘の有無にかかわらず、指導日から概ね1か月以内に事業者宛に結果通知書を送付 します。



#### 改善報告

- ・結果通知内で改善報告を求められた場合、期日までに介護保険課へ改善報告書(※)を提出してください。
- ・報告書には、必要に応じて改善状況が分かる資料を添付してください。
- ・報告書等にて改善状況が確認でき次第、終了です。
- (※) 改善報告書には、改善を図ったという内容であれば、どのように改善を図ったか具体的な説明を記載してください。また、直ちに改善できない場合においても、単に改善に向けて努力するということではなく、いつまでにどのように改善を行うか明確に示す必要があります。